

令和4年度 長野市し尿処理概要

(令和3年度結果 令和4年7月発行)

環境部生活環境課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL 026-224-5036, 7635 FAX 026-224-8909

Eメール seikatukankyo@city.nagano.lg.jp

長野市衛生センター

〒380-0913 長野市大字川合新田2938

TEL 026-221-6746 FAX 026-221-6806

Eメール eisei@city.nagano.lg.jp

長野市ホームページ

<http://www.city.nagano.nagano.jp/>

(組織でさがす>環境部>生活環境課、衛生センター)

目 次

1 し尿処理の概要

(1)	し尿処理業務の経過	1
(2)	収集運搬及び収集方法等	2
(3)	し尿処理手数料	3
(4)	徴収状況	4
(5)	し尿収集運搬業務等の委託料	6
(6)	し尿等収集件数	6
(7)	中間処理	8
(8)	最終処分	8
(9)	中間処理施設別処理量	9
(10)	し尿の処理体系	11

2 生活雑排水汚泥処理の概要

(1)	生活雑排水汚泥処理の経過	12
(2)	収集方式	12
(3)	生活雑排水処理手数料改定の推移	12
(4)	生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金と処理委託料の推移	13
(5)	収集許可事業者	13
(6)	中間処理	13
(7)	最終処分	13
(8)	収集量の推移	13
(9)	申し込み基数及び作業基数の推移（年度末）	14
(10)	地区別申し込み基数の推移（年度末）	14
(11)	生活雑排水汚泥の処理体系	15

3 長野市廃棄物減量等推進審議会

15

長野市における生活排水処理の概要

生活排水処理は、市民生活に密着した重要な行政サービスである。市では、衛生的かつ安心できる市民生活確保のため、未水洗化世帯への計画的で合理的な処理に努めている。

公共下水道等の整備による水洗化の進展に伴い、し尿・生活雑排水汚泥処理の対象人口及び世帯数は減少傾向にあり、収集量及び処理量についても平成8年度をピークに減少の一途をたどっている。

処理区域は市内全域とし、委託及び許可事業者がそれぞれ地区割により収集し、定められた処理施設に搬入している。このうち、し尿については、長野市衛生センターと2つの一部事務組合施設で処理している。犀峽衛生センターは、平成26年10月から休止し、災害時に利活用をする。

1 し尿処理の概要

(1) し尿収集業務の経過

昭和29年	清掃法の制定により、許可制になったため、既存の事業者は許可を取得して営業を行うようになった。
昭和31年	事業者の料金格差が問題化したため、市は業界に対して統合を呼び掛け、事業者は任意団体「長野市清掃組合」を設立した。
昭和32年	料金の統一が行われた。
昭和41年	長野市の大合併に伴い、篠ノ井、松代、川中島、更北、七二会、信更地区の事業者も組合に加入し、若穂地区を除いて統一がされた。
昭和44年	若穂地区を除き、市が事業者に委託する形態に改めた。
平成3年	長野市清掃組合は法人化され「長野市生活環境協同組合」となり、収集運搬を同組合に一括委託する形態で現在に至っている。
平成17・22年	合併した豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条地区は、許可事業者が合併前と同様に収集運搬を行っている。
平成25年	豊野地区の処理を豊田衛生センター（北信保健衛生施設組合）から長野市衛生センターへ変更した。
平成26年	犀峽衛生センターの休止に伴い、七二会、信更、大岡、信州新町、中条地区の処理を長野市衛生センターへ変更した。 し尿処理手数料の改定を行い、全市統一料金となった。
平成28年	これまで許可制であった若穂、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条地区の事業者が組合に加入し、全市委託となった。

(2) 収集運搬及び収集方法等

し尿及び一部の浄化槽汚泥の収集運搬は、業務委託により行っている。また、収集方法には、毎月定期的に作業を行う定額制及び随時連絡に基づく作業を原則とする従量制の2種類がある。

処理は地区割により、長野市衛生センター、千曲衛生センター（千曲衛生施設組合）及び須高衛生センター（須高行政事務組合）の3施設で行っている。

ア 収集区分

定額制	毎月定期的にくみ取りを行う。使用者の人数が把握でき、不特定多数の人が出入りをしない一般家庭を対象とした制度。
従量制	くみ取り量の実績によって料金が決定される。事業所等の不特定多数が利用する施設、浄化槽の汚泥、簡易水洗の家庭を対象とした制度。

イ 収集体制及び投入施設

委託事業者	地区	投入施設
長野市生活環境 協同組合 (有)長野浄化槽社 (有)金城 (株)篠ノ井環境サービス コマキ工業(株) (有)アクアテック (株)環境クリエイション 徳重衛生(同) (有)志賀プラントサービス	下記地区以外	長野市衛生センター (川合新田)
	篠ノ井	千曲衛生施設組合 千曲衛生センター (千曲市)
	松代	
	川中島	
	若穂	須高行政事務組合 須高衛生センター (須坂市)

(3) し尿処理手数料

ア し尿処理手数料（従量制）の概略（令和2年度改定）

地 区	区 分	料金（36ℓ換算）
長野市全域	くみ取り量 36リットル	412円

イ 改定の推移

（単位 円）

地区	改定年度及び単価（改定率％）				【H29】 378 (5.59)	【R2】 412 (8.99)
旧長野 (若穂除く)	【H11, 14, 17】 299	【H20】 307 (2.67)	【H23】 320 (4.23)	【H26】 358 (11.88)		
若穂	【H5】 243 (3.50)	【H9】 262.5 (8.00)	【H19】 315 (20.00)	【H26】 358 (13.65)		
豊野	【H7】 238 (7.20)	【H10】 260 (9.24)	【H23】 280 (7.69)	【H26】 358 (27.86)		
戸隠	【H7】 370.8 (-8.85)	【H9】 378 (1.94)	【H23】 320 (-15.35)	【H26】 358 (11.88)		
鬼無里	【H9】 491 (1.86)	【H11】 510 (3.87)	【H23】 422 (-17.25)	【H26】 358 (-15.17)		
大岡	【H16】 302.4 (5.00)	【H21】 306.7 (1.42)	【H23】 320 (4.23)	【H26】 358 (11.88)		
信州新町	【H17】 288	【H22】 306.7 (6.50)	【H23】 320 (4.23)	【H26】 358 (11.88)		
中条	【H20】 288 (20.00)	【H22】 306.7 (6.50)	【H23】 320 (4.23)	【H26】 358 (11.88)		

※料金：36リットル換算

(4) 徴収状況

長野市行政改革大綱に基づく事務事業見直しに伴い、平成18年度から徴収事務を長野市生活環境協同組合に委託している。

○現行契約の委託期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

○委託料 171,897,000円

ア し尿処理手数料の収入状況

(単位 円)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	件数 (人数)
調定額	過年度	5,282,003	4,680,273	4,664,121	4,298,936	3,756,802	542 (319)
	現年度	250,008,342	225,925,802	213,957,613	216,224,487	208,237,453	29,225 (12,041)
	合計	255,290,345	230,606,075	218,621,734	220,523,423	211,994,255	29,767 (12,360)
収入済額 (収納率%)	過年度	2,813,961	2,257,203	2,159,356	2,029,109	1,695,482	254 (156)
		(53.27)	(48.23)	(46.30)	(47.20)	(45.13)	
	現年度	247,374,679	223,368,672	211,916,234	214,546,252	207,031,176	29,037 (11,923)
		(98.95)	(98.87)	(99.05)	(99.22)	(99.42)	
	合計	250,188,640	225,625,875	214,075,590	216,575,361	208,726,658	29,291 (12,079)
		(98.00)	(97.84)	(97.92)	(98.21)	(98.46)	
不納欠損額	過年度	451,500	326,141	304,796	232,324	468,698	43 (29)
未収額	過年度	2,016,542	2,096,929	2,199,969	2,064,203	1,592,622	245 (134)
	現年度	2,633,663	2,557,130	2,041,379	1,651,535	1,206,277	188 (118)
	合計	4,650,205	4,654,059	4,241,348	3,715,738	2,798,899	433 (252)

イ し尿処理手数料の納入方法 (年度末登録件数)

(単位 件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
納付書払	1,120 (21.2)	987 (20.7)	913 (21.0)	848 (21.1)	792 (21.0)
口座振替	4,169 (78.8)	3,780 (79.3)	3,440 (79.0)	3,170 (78.9)	2,971 (79.0)
合計	5,289 (100.0)	4,767 (100.0)	4,353 (100.0)	4,018 (100.0)	3,763 (100.0)

※()内は構成比%

ウ 令和3年度不納欠損の内訳

(単位 円)

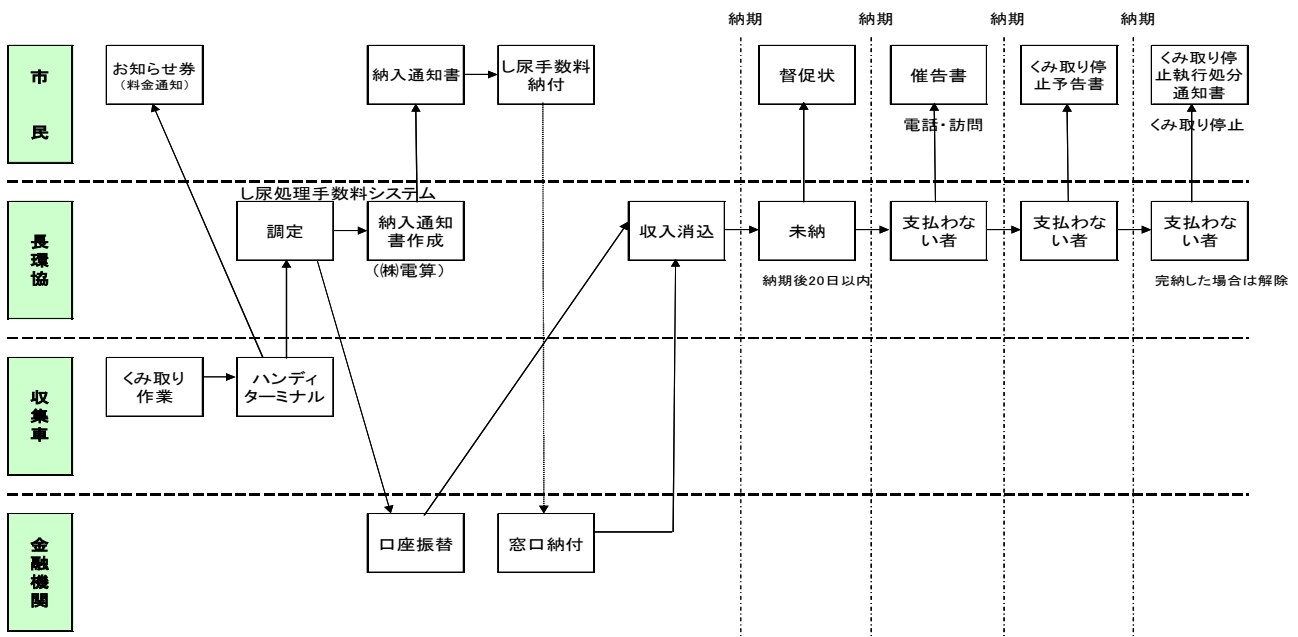
事由	人数 (構成比%)	件数 (構成比%)	不納欠損額 (構成比%)
生活困窮等	21 (72.4)	32 (74.4)	318,732 (68.0)
所在不明	5 (17.3)	6 (14.0)	40,036 (8.5)
本人死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)
破産宣告	1 (3.4)	1 (2.3)	7,160 (1.5)
法人破産手続廃止	2 (6.9)	4 (9.3)	102,770 (22.0)
合計	29 (100.0)	43 (100.0)	468,698 (100.0)

エ 滞納整理

「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金条例」及び「し尿処理手数料の滞納者に対する事務処理要領」に基づき、以下のとおり滞納整理を実施する。

督促	納期限後も未納の場合、納期限後20日以内に督促状を送付する。
催告	督促の納期限後も未納の場合、催告書を送付し、併せて電話又は訪問により催告を行う。
滞納整理強化月間 (一斉催告)	5月、12月の年2回、前年度に滞納があるもの等を対象に一斉に催告書を送付する。
納付誓約	滞納者から分割納付の申し出があった場合は、納付誓約書を提出させる。(分納期間は1年以内)
定期的作業の 一時中止 (くみ取り停止)	催告後も自主的納付が見込まれない滞納者に対し、くみ取り停止措置を行い、滞納手数料を完納した場合に措置を解除する。

オ 手数料徴収事務の流れ



(5) し尿収集運搬業務等の委託料

(単位 円)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
し尿 及び 浄化 槽汚 泥の 収集 運搬	長野市生活 環境協同組合 委託分	257,484,036 (107.9)	230,590,176 (89.6)	226,066,518 (98.0)	225,351,339 (99.7)	212,808,281 (94.4)
	若穂地区 市有施設分					
	計	257,484,036 (107.8)	230,590,176 (89.6)	226,066,518 (98.0)	225,351,339 (99.7)	212,808,281 (94.4)
11人槽以上の合併処 理浄化槽汚泥の処理		5,536,183 (91.0)	6,876,299 (124.2)	6,332,364 (92.1)	6,611,633 (104.4)	5,606,721 (84.80)
合 計		263,020,219 (107.4)	237,466,475 (90.3)	232,398,882 (97.9)	231,962,972 (99.8)	218,415,002 (94.2)

※ () 内は対前年度比(%)

(6) し尿等収集件数

ア 一般家庭のし尿処理形態別世帯数 (令和3年度)

(単位 世帯)

中間処理施設 (対象地区)	管内世帯数	し尿処理形態区分					
		くみ取り収集			浄化槽		農業集落 排水
		定額制	従量制	計	合併浄化槽	単独浄化槽	
長野市衛生 センター (下記を除く 地区)	123,532 (272,941)	385 (667)	3,140 (6,608)	3,525 (7,275)	2,213 (4,728)	245 (535)	2,365 (4,809)
千曲衛生 施設組合 千曲衛生 センター (篠ノ井・ 松代・川中島)	35,088 (84,910)	199 (379)	1,765 (4,245)	1,964 (4,624)	1,055 (2,630)	139 (339)	353 (786)
須高行政 事務組合 須高衛生 センター (若穂)	4,608 (11,801)		374 (958)	374 (958)	179 (474)	8 (21)	
合 計	163,228 (369,652)	584 (1,046)	5,279 (11,811)	5,863 (12,857)	3,447 (7,832)	392 (895)	2,718 (5,595)

※ () 内は人口(人)

※世帯数には事業所を含まない。

イ 一般家庭のし尿処理形態別世帯数の推移

(単位 世帯)

し尿処理形態区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
し尿	7,500	6,970	6,661	6,150	5,863
浄化槽	4,080	4,024	3,915	3,847	3,839
農業集落排水	2,778	2,751	2,745	2,724	2,718
合計 (前年度増減比%)	14,358 (-9.1)	13,745 (-4.3)	13,321 (-3.1)	12,721 (-4.5)	12,420 (-2.4)

ウ 事業所を含むし尿作業区分別収集世帯数 (令和3年度)

(単位 世帯)

作業区分		旧長野	若穂	豊野	戸隠	鬼無里	大岡	信州新町	中条	合計
一般家庭	定額制	584	/	/	/	/	/	/	/	584
	従量制	3,417	374	118	114	68	285	652	251	5,279
	計	4,001	374	118	114	68	285	652	251	5,863
事業所	従量制	692	82	29	12	3	16	33	6	873
合計	定額制	584	/	/	/	/	/	/	/	584
	従量制	4,109	456	147	126	71	301	685	257	6,152
	計	4,693	456	147	126	71	301	685	257	6,736

(7) 中間処理

①長野市衛生センター

所在地	長野市大字川合新田2938番地
竣工	昭和61年2月
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力	180kL/日（生し尿144kL/日、浄化槽汚泥36kL/日）
処理主体	長野市（直営）
処理区域	長野、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条地区

②千曲衛生センター

所在地	千曲市大字屋代字中島3119番地
竣工	平成5年8月
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力	310kL/日（生し尿270kL/日、浄化槽汚泥40kL/日）
処理主体	千曲衛生施設組合
処理区域	篠ノ井、松代、川中島地区

③須高衛生センター

所在地	須坂市大字小山2104番地36
竣工	昭和61年3月
処理方式	希釈後下水道投入
処理能力	40kL/日（生し尿32kL/日、浄化槽汚泥8kL/日）
処理主体	須高行政事務組合
処理区域	若穂地区

④長野市犀峽衛生センター（平成26年10月から休止）

所在地	長野市信州新町大字日原東2263番地3
竣工	平成7年3月
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋膜分離処理＋高度処理
処理能力	27kL/日（生し尿25kL/日、浄化槽汚泥2kL/日）
処理主体	長野市（直営）

(8) 最終処分

中間処理施設	最終処分
長野市衛生センター	クリーンユーキ(株)佐久工場（佐久市）で堆肥化
千曲衛生センター	同センター内で堆肥化
須高衛生センター	同センター内で希釈後に下水道へ投入

(9) 中間処理施設別処理量

ア 中間処理施設別処理量 (し尿処理形態別)

(単位 kL)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
長野市衛生C	し尿	12,992.6	12,571.5	12,242.5	11,961.9	11,529.4
	浄化槽汚泥	3,498.7	3,253.3	4,731.1	4,381.6	4,790.1
	農業集落排水	1,930.0	1,872.9	1,836.8	1,729.4	1,837.1
	処理量計 (前年度比%)	18,421.3 (99.91)	17,697.7 (96.07)	18,810.4 (106.29)	18,072.9 (96.08)	18,156.6 (100.46)
千曲衛生C	し尿	8,916.1	7,836.4	7,086.8	6,156.2	5,828.3
	浄化槽汚泥	3,509.9	2,663.3	3,306.9	3,088.3	2994.2
	農業集落排水	300.0	325.0	315.0	335.0	324.0
	処理量計 (前年度比%)	12,726.0 (93.20)	10,824.7 (85.06)	10,708.7 (98.93)	9,579.5 (89.46)	9,146.5 (95.48)
須高衛生C	し尿	1,361.3	1,180.0	1,131.3	993.3	931.2
	浄化槽汚泥	311.1	310.3	304.5	306.3	467.4
	処理量計 (前年度比%)	1,672.4 (94.60)	1,490.3 (89.11)	1,435.8 (96.34)	1,299.6 (90.51)	1,398.6 (107.62)
信濃理化学工業	浄化槽汚泥	518.9	617.0	563.5	582.0	493.9
	処理量計 (前年度比%)	518.9 (114.22)	617.0 (118.91)	563.5 (91.33)	582.0 (103.28)	493.9 (84.86)
合計	し尿	23,270.0	21,587.9	20,460.6	19,111.4	18,288.9
	浄化槽汚泥	7,838.6	6,844.1	8,906.0	8,358.2	8,739.6
	農業集落排水	2,230.0	2,197.7	2,151.8	2,064.4	2,167.1
	処理量計 (前年度比%)	33,338.6 (97.16)	30,629.7 (91.87)	31,518.4 (102.90)	29,534.0 (93.70)	29,195.6 (98.85)

イ し尿 中間処理施設別処理量の推移

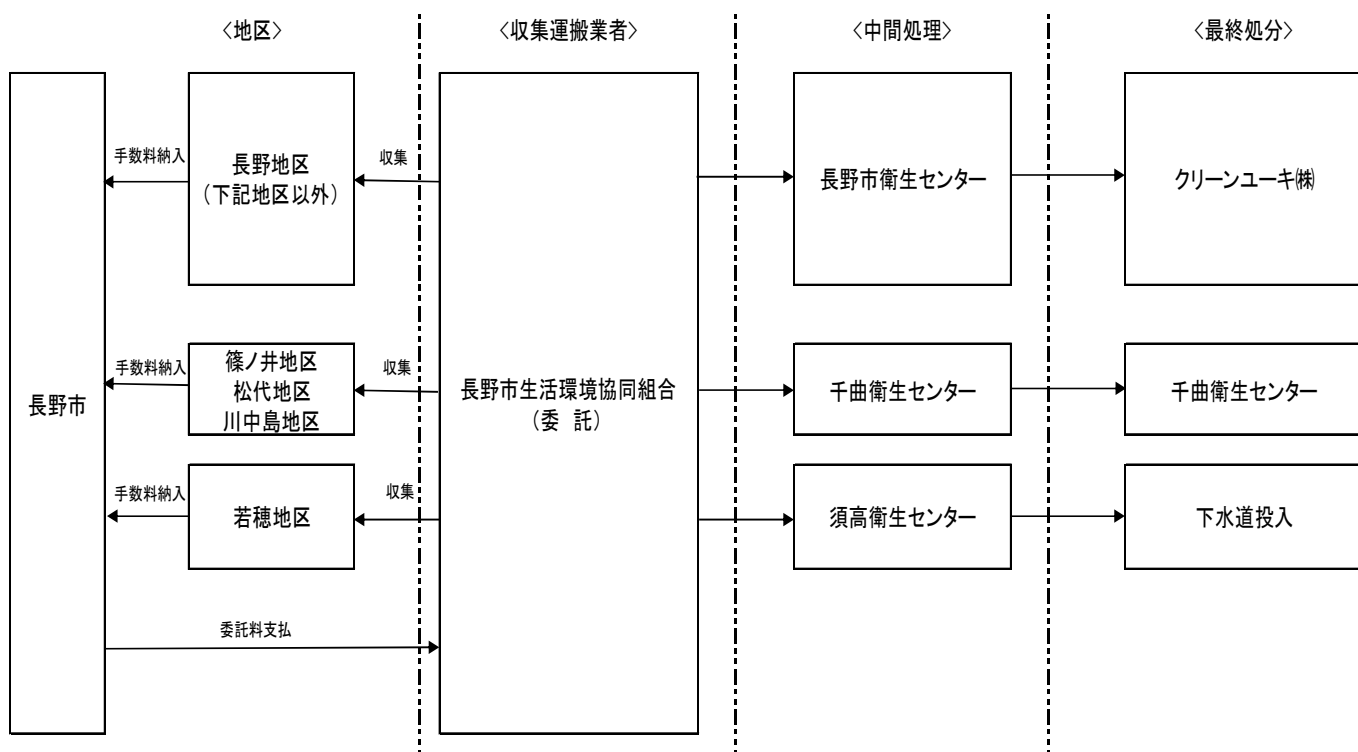
(kL)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
長野市衛生C	18,467.7	16,580.4	16,216.6	17,040.6	19,101.0	18,438.3	18,421.3	17,697.7	18,810.4	18,072.9	18,156.6
	-12.0%	-10.2%	-2.2%	5.1%	12.1%	-3.5%	-0.1%	-3.9%	6.3%	-3.9%	0.5%
千曲衛生C	28,310.1	24,566.2	21,160.9	18,017.1	15,758.1	13,654.2	12,726.0	10,824.7	10,708.7	9,579.5	9,146.5
	-15.0%	-13.2%	-13.9%	-14.9%	-10.8%	-13.4%	-6.8%	-14.9%	-1.1%	-10.5%	-4.5%
須高衛生C	3,885.1	3,338.3	2,950.3	2,203.9	2,046.8	1,767.8	1,672.4	1,490.3	1,435.8	1,299.6	1,398.6
	-8.3%	-14.1%	-11.6%	-25.3%	-7.1%	-13.7%	-5.4%	-10.9%	-3.7%	-9.5%	7.6%
犀峽衛生C	5,675.8	5,599.5	5,164.5	2,694.3							
	-1.0%	-1.3%	-7.8%	-47.8%							
豊田衛生C	659.3	617.8									
	-8.6%	-6.3%									
民間	809.9	612.4	768.9	677.9	501.2	454.3	518.9	617.0	563.5	582.0	493.9
	31.1%	-24.4%	25.6%	-11.8%	-26.1%	-9.4%	14.2%	18.9%	-8.7%	3.3%	-15.1%
計	57,807.9	51,314.6	46,261.2	40,633.8	37,407.1	34,314.6	33,338.6	30,629.7	31,518.4	29,534.0	29,195.6
	-11.9%	-11.2%	-9.8%	-12.2%	-7.9%	-8.3%	-2.8%	-8.1%	2.9%	6.3%	-1.1%

※豊田衛生センター分は、平成25年度から長野市衛生センターへ搬入

※犀峽衛生センター分は、平成26年10月から長野市衛生センターへ搬入

(10) し尿の処理体系



2 生活雑排水汚泥処理の概要

(1) 生活雑排水汚泥処理の経過

昭和48年	「生活雑排水簡易浄化槽設置補助金」を制定し、簡易浄化槽の設置に対して1基15,000円を交付し設置を促進した。
昭和52年	新築家屋は、義務設置として設置を促進した。
昭和59年	長野市生活雑排水処理場稼働
〃	「生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金」を制定し、定期的な抜き取り清掃を促進した。(手数料を条例で設定し全市統一)
平成14年	公共下水道等への接続が進み、簡易浄化槽の設置がわずかとなったため「生活雑排水簡易浄化槽設置補助金」を廃止した。
平成16年	長野市生活雑排水処理場廃止
平成17年	処理場廃止に伴い、汚泥処理を民間施設へ全面委託
〃	豊野・戸隠・鬼無里・大岡合併(合併時に長野市の制度に統一)
平成22年	信州新町・中条合併(合併時に長野市の制度に統一)

(2) 収集方式

許可事業者が、定期的に年4回(3か月に1回)の収集業務を行っている。

(3) 生活雑排水処理手数料改定の推移

(直近5回改定分・消費税を含む)

区 分		年 月	平成 29 年 4 月			令和 2 年 4 月
			平成 26 年 4 月	平成 29 年度 特例 措置	平成 30 年度 特例 措置	
浄 化 槽 容 量	100 リットル未満	603 円	658 円	698 円	738 円	813 円
	100 リットル以上 150 リットル未満	785 円	857 円	909 円	961 円	1,057 円
	150 リットル以上 200 リットル未満	965 円	1,053 円	1,117 円	1,181 円	1,301 円
	200 リットル以上 (200 リットル以上 50 リットルごと)	150 リットル以上 200 リットル未満の金額に下記の金額を加算				
		181 円	197 円	209 円	221 円	244 円
改定率 (100 リットル未満)		9.7%	9.2%	6.1%	5.8%	10.2%

※収集経費の負担割合：平成29年度から令和元年度にかけて、手数料及び補助金の負担割合を、約5割ずつになるよう改定(平成28年度以前は、収集経費の6割相当額を補助)

※原価計算等の資料に基づき、廃棄物減量等推進審議会での審議・答申を受け改定

(4) 生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金と処理委託料の推移

(単位 円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金 (前年度比%)	12,694,270 (85.8)	10,677,364 (84.1)	8,996,919 (84.3)	8,891,346 (98.8)	8,203,440 (92.3)
処理委託料 (前年度比%)	21,433,089 (85.2)	18,885,610 (88.1)	16,931,908 (89.7)	15,351,068 (90.7)	14,367,168 (93.6)

※許可事業者からの実績報告・申請により、許可事業者に生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金を交付している。

※対象地区：市内全域。ただし、戸隠・鬼無里・中条地区は設置されていない。

(5) 収集許可事業者

生活雑排水汚泥の収集は、地区割により委託事業者が収集を行い、中間処理をする信濃理化学工業㈱へ投入している。

地区	収集許可事業者	投入施設
下記を除く全地域	長野市生活環境協同組合	信濃理化学工業㈱
松代町大室、若穂、豊野	信濃理化学工業㈱	

(6) 中間処理

信濃理化学工業株式会社

所在地 長野市松代町大室1279番地 1

処理方式 脱水施設

処理水については、活性汚泥法＋接触ばっ気法＋砂ろ過＋活性炭ろ過で処理後放流

処理能力 130kL／日

処理主体 信濃理化学工業株式会社（長野市からの委託による）

処理区域 長野市全域

(7) 最終処分

中間処理施設において生じた脱水汚泥は、業務委託により堆肥化処分する。

中間処理施設	最終処分
信濃理化学工業㈱	クリーンユーキ㈱佐久工場（佐久市）で堆肥化

(8) 収集量の推移

(単位 kL)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
下記を除く全地域	1,544.4	1,348.4	1,185.7	1,062.0	992.2
松代町大室、若穂、豊野	146.0	141.1	138.0	126.7	120.3
合計 (前年度比%)	1,690.4 (85.2)	1,489.5 (88.1)	1,323.7 (88.9)	1188.7 (89.8)	1112.5 (93.6)

(9) 申し込み基数及び作業基数の推移(年度末)

(単位 基)

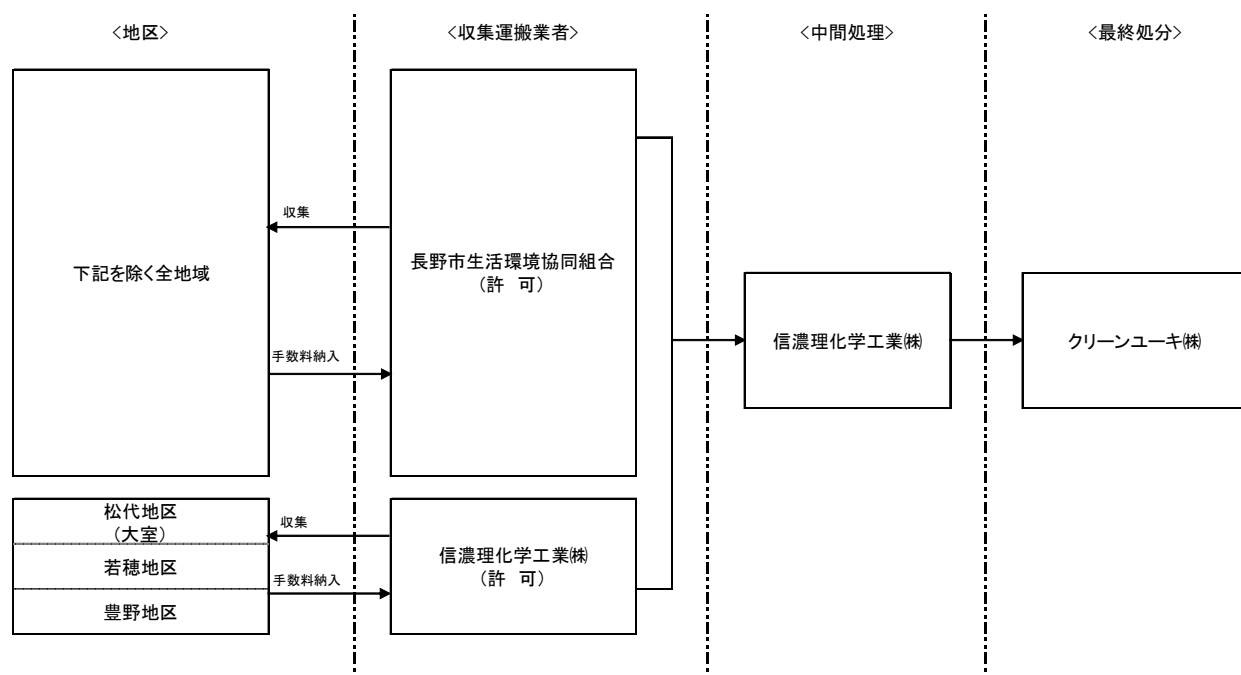
区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申し込み基数 (前年度比%)	2,243 (88.9)	2,034 (90.7)	1,833 (90.1)	1,689 (92.1)	1,534 (90.8)
延べ作業基数 (前年度比%)	8,297 (87.2)	7,371 (88.8)	6,534 (88.6)	5,957 (91.2)	5,486 (92.1)

(10) 地区別申し込み基数の推移(年度末)

(単位 基)

地区名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
第一～第五	10	9	9	10	9
芹田	12	11	12	12	6
古牧	29	27	15	15	15
三輪	2	2	2	2	2
吉田	1	0	0	1	1
古里	32	29	28	26	23
柳原	12	12	12	12	13
浅川	7	8	8	8	7
大豆島	5	4	4	4	3
朝陽	30	29	28	27	22
若槻	114	104	96	91	87
長沼	7	6	5	3	3
安茂里	113	112	108	100	97
小田切	29	28	26	26	19
芋井	66	65	60	61	51
篠ノ井	532	478	438	403	366
松代	601	510	427	378	342
若穂	178	164	147	130	121
川中島	205	189	174	155	137
更北	150	145	132	128	113
七二会	17	17	16	15	16
信更	49	44	44	40	40
豊野	13	13	12	11	10
大岡	1	1	1	4	4
信州新町	28	27	29	27	27
合計	2,243	2,034	1,833	1,689	1,534

(11) 生活雑排水汚泥の処理体系



3 長野市廃棄物減量等推進審議会

本市の行政改革大綱に基づいた審議会等の統廃合により、それまでの「長野市ごみ減量・再資源化推進検討委員会」と「長野市廃棄物処理審議会」が、「長野市廃棄物減量等推進審議会」として平成17年10月1日に設置され、市長の諮問に応じて、し尿処理、ごみの減量・再資源化等について調査・審議していただくほか、必要に応じて提言を行っていただいています。

委員は学識経験者、民間諸団体の代表及び公募委員（3人の一般市民）の合わせて15人で構成されています。

◆長野市廃棄物減量等推進審議会からの答申

答申（平成25年10月29日）

- ・一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定について

平成25年3月22日に「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定」について同審議会に諮問し、平成25年10月29日、し尿処理手数料について改定及び手数料の全市統一並びに生活雑排水処理手数料について改定されたいとの答申を受ける。

答申（平成28年10月28日）

- ・一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定について

平成28年3月29日に「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定」について同審議会に諮問し、平成28年10月28日、し尿処理手数料並びに生活雑排水処理手数料及び補助割合について改定されたいとの答申を受ける。

答申（令和元年10月28日）

- ・一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定について

平成31年3月28日に「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定」について同審議会に諮問し、令和元年10月28日、し尿処理手数料及び生活雑排水処理手数料について改定されたいとの答申を受ける。

発行

長野市環境部生活環境課

長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL : 026-224-5036

FAX : 026-224-8909

E-Mail : seikatukankyo@city.nagano.lg.jp